

第21回静岡市・清水市合併協議会次第

日 時 平成13年5月29日(火)

午後1時30分から

場 所 清水テルサ1階「テルサホール」

1 開 会

2 会長あいさつ

静岡市・清水市合併協議会会長 静岡市長 小 嶋 善 吉

3 新委員紹介

4 議 事

(1) 平成13年度補正予算

議案第1号 平成13年度静岡市・清水市合併協議会補正予算について

(2) 協 議

新市名称公募の実施について(資料1)

法による特例項目について(資料2)

各部会協議の経過報告について(資料3)

すり合わせ項目について(資料4)

(3) その他

5 閉 会

開会

司会 本日は、大変お忙しい中を御出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまから、第21回静岡市・清水市合併協議会を開催をいたします。

なお、本日の傍聴者は一般傍聴の方が78人、市議会議員の方が13人、そして報道機関17社35人、合計126人の方が傍聴しておられます。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、会長でございます小嶋静岡市長からごあいさつ申し上げます。

会長あいさつ

小嶋会長 本日は、お忙しい中をお集まりをいただきましてありがとうございます。また、各部会での協議をしてくださっていると思いますけれども、大変御苦労さまでございます。それぞれの部会で活発な協議をいただいたことに対しまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。本日、議題といたします経過報告を踏まえまして、6月も引き続き部会協議をお願いする予定となっておりますので、よろしく願いします。

本日は、前回決着をいたしました名称公募につきまして、詳細を定めた要綱案等、多くの議題について御協議をお願いする予定であります。資料につきましては、いずれも事前に清水市長さんとも十分調整の上提出をさせていただいておりますので、円滑な会議運営の御協力をよろしくお願いいたします。

以上であります。

新委員紹介

司会 ありがとうございます。

次に、新委員の皆様を御紹介をさせていただきます。

皆さんの資料の2ページをごらんをいただきたいと思います。新しい名簿を御用意いたしましたので、名簿順に新委員の皆様を御紹介をいたします。また、委嘱状は本来はお一人ずつお渡しするところでございますけれども、本日はあらかじめお席のほうに御用意をさせていただきますので、御了承をお願いをいたします。

それでは、まず静岡市議会議長の池ヶ谷恒雄委員でございます。

次は、静岡市議会副議長の前田豊委員でございます。

引き続きまして、静岡市議会議員の馬居喜代子委員でございます。

次は、静岡市議会議員の兼高正男委員でございます。

そして静岡市連合町内会会長の市川源一委員でございます。

以上の皆さんでございます。今後ともどうぞよろしく願いをいたします。

それでは、早速会議に入らせていただきます。報道関係の皆さん、恐れ入りますけれども、どうぞ定位置のほうにお戻りをいただきたいと思います。ありがとうございました。

なお、本日の会議は委員39名中37名の委員の方の出席をいただいております。規約第10条第1項の規定によります委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立をいたしております。

また、議事録の作成上、御面倒でも、発言の際にはお名前をおっしゃってからの御発言をお願いいたします。なお、発言される場合がございますけれども、近くのところに係員がマイクを持ってお待ちをしておりますので、御協力のほどをお願いいたします。

それでは、議事進行は規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長が議長となつて行うこととなっておりますので、会長、よろしくをお願いいたします。

平成13年度補正予算

小嶋会長 それではまず、第1号議案 平成13年度静岡市・清水市合併協議会補正予算につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、協議資料の3ページをごらんをいただきたいと思います。第1号議案 平成13年度静岡市・清水市合併協議会の補正予算（第1号）について御説明をいたします。

当補正予算は、前回合併協議会の決算認定に際しまして御説明をしたとおり、当初見込みを上回った繰越金103万4,000円につきまして、所要の予算措置を講じようとするものでございます。

次に、3ページのほうをお開きをください。まず歳入でございますが、2款1項繰越金700万円を103万4,000円増額いたしまして803万4,000円といたしまして、補正後の歳入合計を3,804万9,000円といたします。次に歳出でございますが、3款1項予備費を新設をいたしまして103万4,000円を措置し、補正後の歳出合計を3,804万9,000円といたすものでございます。

以上でございます。

小嶋会長 ただいまの議案につきまして、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。よろしいですね。

それではお諮りいたします。第1号議案の補正予算につきまして、原案どおり御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

新市名称公募の実施について

小嶋会長 御異議ないものとさせていただきます。

それでは、引き続き協議に入ります。

まず、新市名称公募の実施について御協議をお願いしたいと思います。

前回、名称公募に関する基本的な問題を御決定をいただきましたので、本日は、その具体的内容について応募要綱案にまとめましたので、別紙のとおり決定をさせていただきたいと思います。

それでは、事務局からそれにつきまして説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料1をお開きをいただきたいと思います。この資料は、前回の合併協議会で正副会長が示し、決定をされました名称問題に関する方針に基づいてまとめさせていただいたものでございます。

1ページをお開きを願います。

まず新市の名称公募は、合併協議会として協議をする際の協議材料を得ることを目的に実施をいたします。公募は全国公募とし、応募要綱を定めまして、平成13年6月15日の金曜日から8月31日の金曜日まで実施をいたします。公募結果の集計は、集計処理専門業者に委託をして行うとともに、集計結果につきましては、広く市民に公表をいたします。

次に、名称選考委員会についてでございますが、前回決定をしたとおり、公募結果を踏まえまして、合併協議会が協議をする候補名称数点の絞り込みを行うために設置をいたします。役割といたしましては、選考基準等を定めて新市の名称候補数点の選考を行うとともに、選考理由を明示いたしまして、合併協議会に提案をするものといたします。構成につきましては、6分野5部会から両市それぞれ5人ずつ選任をいたしまして、計10名で組織をいたしまして、委員長を互選により選任をしていただくことといたします。

次に、当事業を広く全国にPRをするため、計画的に広報を行ってまいります。そして、合併協議会では、名称選考委員会の選考結果に基づきまして、候補名称の中から新市の名称1つを、大方の賛同により決定をするものといたします。

当事業の予算につきましては、既に御決定をいただいておりますとおり、総額400万円でございます。

次に、2ページの新市名称応募要項(案)をごらんをいただきたいと思います。

まず、どなたでも応募できることといたしまして、3ページにございます標準書式(案)に基づきまして、新市の名称、名称の読み方、名称を選んだ理由のほか、住所、氏名など必要事項を記入をし、御応募をいただきます。応募いただきます名称は、日本語で、知的所有権等に抵触をしないものといたします。応募期間は、先ほど申し上げましたとおり、6月15日から8月31日までとし、8月31日必着とさせていただきます。

次に、記念品でございますが、両市市民はもとより、広く全国の皆さんから御意見を御応募い

ただために、名付け親賞と参加賞を設けまして、関心を高めていこうとするものでございます。これは広報計画とも関係をいたしますが、全国の皆さんから御応募いただくためには、公募事業の実施をPRをする必要がございます。そこで、ポスター、チラシ等を作成をいたしますが、過去の公募事業の先例等を参考にいたしますと、このような記念品の設定が有効とのことでございます。特に応募関係の情報紙ですとかホームページなどが積極的に取り上げてくれるので、相当なPR効果が期待ができます。そして、応募の受付につきましては、応募先として記載の住所などでハガキ、ファクス、インターネットでそれぞれ行います。

次に4ページをお開きを願います。

委託をいたします集計処理業務の内容でございますが、3の、作成をする帳票のとおりでございまして、4つのリストを作成いたしまして、名称選考委員会や合併協議会の協議の参考資料とするようにいたします。

まず、(1)の応募名称のすべてを50音順に並べた全件リストのほか、名称選考委員会の協議の参考としていただくために、(2)の応募件数の多い順に並べたリストと、それから(3)の理由区分別に応募件数の多い順に並べたリストを作成をいたします。なお、理由区分につきましては、1から6までのコード番号を応募者に応募の際に記載をしてもらいまして、選考の1つの材料とするものでございます。そして、応募の全体状況を把握をするために、(4)の男女別、年代別、居住地別の件数を集計をいたしました集計リストを作成をいたしてまいります。

次に5ページをお開きを願います。

こちらは広報計画でございますが、記載のとおりB2判のポスターを2,000枚作成をいたしまして、両市の町内会、各公共施設、そして県内の市町村、全国の主要都市などへ配布をいたしまして掲出の依頼をいたしてまいります。また、A4判のチラシを50万枚作成をいたしまして、公募の開始日であります6月15日付の両市の広報紙の配布に合わせまして、両市の全世帯に配布をいたしてまいります。さらに、地域の将来を担います全小中学生へも配布をいたしますとともに、各公共施設、県内の市町村、全国の主要都市などへチラシを配布をいたしてまいります。もちろん委員各位の皆さん方にもお配りをいたしまして、積極的なPRをお願いをするものでございます。

なお、チラシにつきましては、今日お手元のほうに校正原稿という形でお届けをさせていただいております。まだ校正の段階ということで、2枚の印刷物になっておりますが、正式の印刷物は裏表の印刷になるということで、御了承をいただければというふうに思います。

このような状況で現在、広報作業の準備を進めておりまして、本日、チラシ等につきまして御了解をいただけますと、直ちに50万枚の印刷に入る予定でございます。

また、両市の広報紙の8月1日号に名称公募記事の掲載をいたします。さらに、先ほど記念品のところで御説明をしたとおり、新聞、雑誌などへ積極的に情報提供を行いまして、記事の掲載を依頼をしまいたいというふうに考えております。また、合併協議会でのホームページの案内ですとか、両市の公民館、図書館等への応募ボックスの設置、テレホンガイドですとかハローダイヤルの活用、さらには、応募期間中、随時さまざまな媒体を活用いたしまして、広報を行っていかうと考えております。

最後に6ページをお開きを願いたいと思います。

これまで御説明をいたしました内容に基づきまして、名称協議の全体スケジュールを整理をいたしております。主なものといたしましては、名称公募開始の前日の6月14日の木曜日に、名称選考委員会の第1回会議を開催をいたしまして、委員長の選任などをお願いをいたしてまいります。そして名称公募の期間中に選考基準などを御協議をいただきまして、公募終了後に行います集計処理終了の後、おおむね9月20日から10月20日までの1か月間で候補名称の絞り込み協議を行っていただきまして、10月31日開催の第24回合併協議会から、合併協議会としての新市名称の協議を開始していきたいと予定をいたしております。

以上が名称の公募に関します説明でございます。以上でございます。

小嶋会長 ただいまの説明につきまして、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

馬居喜代子委員（静岡市議会議員） 静岡の馬居でございます。

今回から委員にさせていただきます、これまで傍聴をずっとしてきましたけれども、過去のことに関してはちょっと抜けている部分ももしかしたらあるかもしれませんが、今回の新市の名称公募ということで、本当に一番大事なところに差しかかったのかなという、ここへ来て新しく委員にさせていただいたということで、非常に私自身もプレッシャーも感じているわけですが、本当に大事な局面に差しかかったんじゃないかなと。

これまでどんなに皆さんにこの合併のことをお話をして、これまで本当に情報も全部公開していますし、あらゆることを公開された状態でやってきていながら、それでもなおかつ、やはり市民の皆様とお話してみると、まだまだそれを自分のこととしてはとらえてはいないとか、合併について本気になって考えていないという方が、まだまだ多いのではないかなという気がしているわけですが、ここへ来て新しく名称公募ということで一気に盛り上がってくるんだろう。一気に皆さんの関心がこの合併問題について向けられてくるだろうということを考えたときに、今回のこの名称公募の内容なんですけれども、大体においてこういう形になっていくだろうと思えますけれども、この間、さいたま市という新しく合併した町ができましたが、あれはあれなりに

意味のある名前をつけたのかなという思いがしますけれども、さいたま市にしても西東京市にしても、本当に苦肉の策という形で市の名前を決定していったというような経過がありまして、一番大事なことであるし、また本当にこれは難しいことだろうなと思っております。

静岡・清水の場合、どちらも、もちろん全国的にも、また世界的にも本当に知られた名前ですし、例えば、この名前を消して新しい名前にするというのは、ものすごく大きなリスクを伴うだろうなという思いもありますし、そういうことを全部ひっくるめて、今回の名称公募ということで、本当にこれは大変なことだなと思うわけです。

私が今一番心配というか、すごく大変だろうなと思うのは、この名称の選考委員会の中で絞り込みをしていく段階で、果たして本当にちゃんとできるんだろうかという思いがしてありまして、その幾つかの名前に絞り込んだ段階で、それをまた市民にわかりやすく、こういう選考理由をもって選びましたよということを説明していく段になって、本当に納得させられるのかなという思いが、取り越し苦労かもしれませんが、非常に心配をしているわけです。

今とにかく日本全国、わかりやすい議論をした人が支持されるというような風潮が出てきてまして、ここでわかりにくい説明をしたのでは、本当に受け入れてもらえないだろうなという思いがするわけで、そういうときに、このメンバーの中で10名の方で組織して名称選考委員会をつくって、そこで決定していくということなんですけれども、これはもう前回決定しているということですので、今さら何を言ってもしょうがないのかもしれませんが、できればオブザーバーという形でもいいですし、どなたか静岡・清水の両方の市に精通をしていて、本当にこの方の言うことだったらというふうに納得させられるような、それなりの権威を持った方というか、そういう方を、本当に市民が納得できるような方を、できればその委員の中に加えていただくというような形をとれないものかなというように今考えております。それが1点です。

それからもう1つは、ちょっとこれ小さなことかもしれませんが、名付け親賞と参加賞ということで、これも本当に大勢の方に応募をしていただくために必要なことだろうと思いますが、10万円相当の図書券というふうに書いてあるんですが、何で図書券なのかなということで、ちょっと見てびっくりしたんですが、10万円の図書券もらって、本しか買えないというものをもらってうれしいのかなという思いもありまして、今、クオカードだとかいろいろ、もっともっと幅広い使い道のある商品券ですとかいろいろ出てるわけですので、図書券に限定することはまずないんじゃないかな。もちろん図書券を選んでいただいてもいいんですが、幾つか選べるような形に変えとか、もう少しこのところは御一考いただければありがたいなと思っております。以上です。

小嶋会長 まず、名称選考委員に、馬居さんの御意見としてはあれですか、このメンバー以外でだれかという、そうですか。それも1つなんですけれども、一応前回、合併協議会の中で10人の委員を構成して、そこで絞り込みするんで、結論は出さないわけですよ。全体の合併協議会で最後は決めるということだもんですから。ちょっとその辺は、お気持ちはわからないわけではないけれども、今からちょっとそれは、また誰にするかということも大きな問題になりますしね、ひとつこの案で御理解いただければと思うんですけれども。

それと賞金の話ですけれども、よくわかります。これは別に図書券にこだわるわけでも何でもないものですから、応募していただく方に1つの励みというか、そういうのもいいのではないかとということで、一人当たり10万円ほどということにしたのですけれども、図書券なら一番穏やかかなと思ったんですが、これについて皆さんどうですか。現金がいいのではないかと御意見もあるだろうと思うんですがね。太田さんどうぞ。

太田貴美子委員（清水市教育委員会委員） 私も馬居さんと同じように、この資料を読みましたときに、10万円相当の図書券と書いてあったの、ちょっとこれ、何で10万円相当の図書券なのかなと思いました。それともう1つは、金額も何で10万円なのかなと思いました。私、ちょっと自分がけちんぼうなのかもしれませんが、10万円まで出す必要があるのかしらということも考えます。やはり全国には賞金目当ての公募屋というの何かいるということも聞きますので、その賞金目当てで公募なんかしていただきたくないんです。本当に真剣に考えた方に名付け親賞を差し上げたいという気持ちですから、金額はここまで多くなくても、たとえ5万円でもいいんじゃないかなというような気がいたします。でも、まあこれは些細なことですが、そういう感想を持ちました。

小嶋会長 確かに10万円も図書券もらってもというのありますね。ちょっと皆さんの御意見聞きたいんですけど。それでは金子さんどうぞ。

金子昌義委員（清水市議会議員） 清水市の金子昌義でございます。今のことも含めて5点ほどお伺いをしたいと思います。

小嶋会長 とりあえず今の。話があちこちしちゃうと何ですから。

金子委員 今のやつでまず最初に申し上げますが、何か記念品、賞金につられて名前を出してこられるマニアがおりますので、私もそういうことがあるじゃないのかなと思いますけれども、少なくとも清水・静岡の新しい名前を決めるのに、記念品まで差し上げなくてもいいのではないかと。聞きましたら、さいたま市も、西東京市、田無市と保谷市が一緒になって西東京市ができましたけれども、あそこでも何か名前をつくる時に記念品をつけたということだといえますから、

そこでやっているからこっちでやらなくてはならないということはないと思いますし、やっぱりフレッシュなもの、新しい心意気で、名前を募集されたらいかがかと、こんなふうだと思います。それが名前のことです。

いいですかあと4点、簡単ですが。それだけでとめておきますか。

小嶋会長 一番わかりやすいところで議論していますからね。ちょっと事務局。

事務局 では事務局のほうから、この10万円の根拠といいますか、考え方のほうを御説明させていただきます。

今回、この記念品を設定いたしましたのは、先ほども御説明申し上げましたとおり、広報計画の一環ということで、なるべく大勢の皆さんに関心を持っていただいて、たくさんの御応募をいただきたいということで記念品のほうを設定をさせていただいております。

額につきましては、予算で総額90万円の額をお認めをいただいております。この90万円の額の中で割り振ったわけですが、ちなみに先例市でありますさいたま市の場合も、名付け親賞が10万円の旅行券でございました。そして特別賞ということで、10名の方々にそれぞれ5万円ずつの旅行券を差し上げていらっしゃいます。なお、参加賞としましては1,000名の方々にお1人1,000円相当の図書券ということで、さいたまの場合は総額でこの記念品代が160万円になっております。私どもは、一応人口規模等も考えまして、90万円という枠の中で、ふさわしい額としてこのような形で割り振らせていただいております。

小嶋会長 今、事務局から説明のあったとおりでありまして、はっきり言って、事務局同士打ち合わせをしまして、ほかのところの例を見て、この案をつくったんです。実はこれもここでどうするかある程度決めていただかないと、ポスター、チラシに入れるんでしょ。だもんですから、これはいろいろ考え方あると思うんですよ。これもやはりお金のことで我々に任されても困るもんですから、ここで大方の賛同でひとつ、どうするか決めていきたいと思うんですが、よろしいですか。

青木さんどうぞ。

青木一男委員（清水市議会議員） 名付け親賞とか参加賞、いろいろ企画していただいたのは非常に結構なことだと思います。名付け親賞の10万円の金額もいろいろありますけど、魅力のある金額だなと思います。今どきのこうした、懸賞ではないですけど、こういったことにはやっぱり10万円ぐらいは私は適当ではないかなと思っておりますけど、参加賞のほうで図書券をお贈りします。2,000円にすると。これはぴったりだなと思うんですよ。10万円のほうは、今ちょっとよその市の例も言われましたけど、私は逆に、12ある政令都市へ行ってきた勉強してきてください

よというような感じの、旅行券でも出したほうがいいのではないかなという感じがいたしますけどね。単なる10万円にこだわらなくてもいいんですけど、そんなことを考えます。皆さんの意見もぜひ聞かせてください。

小嶋会長 困りましたね、ちょっと。

鈴木和彦委員（静岡市議会議員） 静岡の鈴木です。

10万円の図書券ということに限らず、10万円相当の記念品ということにしていただければ、金額は5万円がいいのか10万円がいいのかという議論をすればね、それは私なりに、10万円と決めていただきましたのでね、せっかく新しい市をつくっていただくのに、考えていただいた方に相当ではないかなというふうに思います。

10名のほうはいいんですか、これは決まったんですね。新市の名称の選考委員のほうはいいですね。

小嶋会長 それも含めて、今はとりあえずこの記念品のことだけ結論出そうと思ってます。あとはほかの選考委員のことや何かはまたその後言ってください。

それでは、最大公約数でいきますと、今鈴木さんのおっしゃった、10万円分の記念品ということが、一番最大公約数のような気がするんですけども、この図書券だけを、記念品と。どうですか。これは大方の賛同でよろしゅうございますか。（「いいです」と言う者あり）

小嶋会長 では、この記念品につきましては、そういうことで決めさせていただきたいと思いません。

そのほかに。井上委員どうぞ。

井上恒弥委員（静岡市議会議員） 静岡の井上です。

選考委員会の件でちょっとお聞きやら、あるいはこういうようにしていただいたほうがいいかということをお願いしたいと思います。

先ほどの説明の中で、14日に委員長の選出、その前に部会で両市から1名ずつ決めていただいて、14日に選考委員会を開いて委員長の選出、それから会議開催日の日程の調整、あるいは公募準備状況の報告、こんなふう書いてありますが、まず委員長は先に決めないといけない、これは当然だと思います。その後、その選考委員会の中で、この選考委員会をどのように進めていくんだという、一つのルールづくりをまず決めていただきたいと思います。

それは何かといいますと、まず幾つの名前を合併協議会へ挙げるんだということも決まっております。1つを選ぶことでないことは決まっております。これを5つ挙げるのか10個挙げるのか、まずそれが1つ。

それから、4ページでいろいろ公募集計処理業務を委託してお願いしております。50音順に全件並べる、あるいは応募件数リストにする、あるいは理由別と、せっかくこういうように委託をしてリストに並べていますので、この辺の扱い方をどうするのか、この辺を選考委員の皆さんで、まだ私が今気がついていない決めごともあるかもしれません。いずれにしる10人の選考委員会の中で、何をどのように進めていくんだという部分で、ある程度ルールづくりをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

小嶋会長 それも含めまして、実は選考委員の皆さんにお任せしちゃうという考え方があるんです。確かに、幾つまで絞り込むとか、そんな議論もあると思うんですけども、そこまでこの合併協議会として選考委員の皆さんに条件をつけることもないかなと。お互いに合併協議会のメンバーとして、この雰囲気もよく御存じの方が出ていくわけですから、合併協議会全体の皆さんの意をくみながらやっていただくということで、できるだけ条件をつけないで、それぞれの皆さんの判断でやってもらえればという気持ちであります。

井上委員 会長のほうからそういうお話でしたらそれで結構です。選考委員会の中で、十分お話し合いをして進めてもらいたいと思います。

小嶋会長 よろしくお願いします。

そのほかにございますか。

金子委員 簡潔に質問させていただきますけど、まず1 - 1ページ、ここの4に集計処理専門業者とあります。これは終わりのほうへ行きまして、1 - 5ページとかかかわっていると思いますが、1 - 5ページの新市名称公募事業広報計画、これはもうすべて業者がやるというふうに判断してよろしいですか。逆に申しますと、これ以外のことは一切事務局がやると、こういうふうに判断してよろしいかどうかということがまず第1点。

それから1 - 4ページへ参りまして、新市名称公募集計処理業務、これも業者がおやりになるというふうに判断してよろしいかどうかということでございます。

それと、ここにありますが、1 - 5ページになりますけれども、この新市名称公募事業広報計画、これでちょっと言いそびれましたが、2の、いわゆるチラシを50万枚作成すると、両市の広報紙云々というところに、「地域の将来を担う小中学生へ配付するとともに」とございますけれども、小中学生だけでなく高校生、できますれば清水、静岡、大学もあるわけですから、大学生くらいも入れて、なるべく若々しいところからもたくさん出てくるような働きかけをしたほうがよろしいではないかと思いますが、その辺は指摘をさせていただきます。

それと、6ページで、ポスター、チラシ、これはもう一切作っておられると思うんですが、オ

ール専門家ということで作成されたということによろしいかどうか、その点を御質問をいたします。

事務局 ただいま4点御質問をいただきました。最初の1点と2点目は関連がございますので、あわせてお答えをさせていただきますが、まず集計処理業者の件でございますが、これはコンピューター処理をするということで、システム設計、それからパンチ入力等で必要な帳票出力をしていく業者を専門に、これは委託をして処理をしていきたいというふうに考えております。

3番目のチラシの件で、小中学生だけでなく高校、大学にもというお話でございましたが、当然に高校、大学等にも配布を考えていますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから最後の、ポスターとチラシの作成でございますが、本日御了解をいただければ、直ちに専門の印刷業者のほうにお願いをして印刷に入っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

小嶋会長 よろしいですか。

金子委員 ありがとうございます。大方了解いたします。ポスター、チラシ、もう作ってあるのかと思ったものですから聞きましたけど、ありがとうございます。

小嶋会長 これからです。できるだけいいものをというか、いいデザインのものを考えています。

そのほかに。織田委員どうぞ。

織田高行委員（静岡青年会議所元理事長） 静岡の織田でございます。2点要望、どちらかという事務局にお願いを申し上げます。

これ全国に公募するわけですから、我々の静岡・清水にとりまして、我々の町を全国的に、世界的にPRする千載一遇のチャンスだというふうに思います。このチャンスを、ぜひ本当に多くの方に知っていただいて、我々の町を訪れていただくようなきっかけになればいいなと思いますので、本当に大々的にぜひやっていただきたいなと思います。

そこで、名前の問題というのは非常に、まあ質の問題と量の問題というのはどうしてもあろうかと思えます。質の問題、最終的にどういう名前に決定をしていくんだという部分については、選考委員会でこれからけんけんがくがくの議論をされていくだろうと思えますけれども、その数とか量とかという部分も、やはり大きな全国から注目のネタになるかと思えます。

以前、村上委員から、この量も重視されるんだという御意見もございましたので、ぜひ全国から募集する募集の仕方を、一度お聞きをさせていただきたいということと、例えば、新聞の全国紙に対して掲載をするなり、ここには公募情報紙というのは、全国でやられている公募情報紙だと思うんですが、この辺の掲載の仕方等も、どの程度の情報量を提供するのかという部分が、今

わかっていれば教えていただきたいと思います。その上で、本当に大々的に全国にPRできるような募集の仕方を、ぜひしていただきたいなと思います。過去の都市にないぐらいの数がぜひ来ていただくと、我々の町のこの合併論も非常に盛り上がるのかなと思いますし、全国から注目されているんだなという認識というか、自負を持って、この合併協議会も進めていけるといいますので、そんな仕掛けをぜひよろしく願いいたします。

それから質の問題ですけれども、募集のこの書式なんですが、やはり名前の問題というのはどうしてもアイデンティティーだとかこだわりだとか、いろいろな問題がそれぞれに持たれている感情があるかと思います。その辺の感情だとかアイデンティティーだとかという部分を明記するところが、今20字しかないんですね。これが理由とか、どういういわれでこういう名前を、例えば造語形式に新しい名前をつくられた方がいらっしゃったとしたら、20字で表現できるのかなというように疑問を感じる部分もありますので、これに入れるのではなくて、別添の何か資料でも、理由づけを、レポートを提出できるような何か一行を、これ以外に理由がある方は別紙でも構いませんとか、そういう1行があって、名前のいわれとか理由とか、つくった状況ですとか、そういうものがわかるようなものを資料添付いただくと、大変選考委員会のほうでもありがたいのではないかなと思いますので、この2点お願いしたいと思います。

小嶋会長 ありがとうございます。

PRの方法につきましては、ちょっと事務局から答えさせます。

それと、名前をつける理由のところについて、それぞれたくさんの思いがある人にはどんどん書いてもらったほうがいいわけですから、その辺もこれから工夫しなければいけないと思います。では事務局からとりあえず。

事務局 2点御質問いただきましたけれども、最初の、全国に向かって大々的にPRをしるということで、どの程度の情報量を出すのかということでございますが、基本的には、今お手元にございますチラシ、この記載内容、このチラシをもちまして全国のあらゆる情報の処理といたしましよるか、媒体の皆さん方をお願いをしまいたいというふうに考えております。

それからアイデンティティーの問題で、この名称の理由といたしましよるか、どういう根拠でこういう名称を選んだかということで、もう少し記載の枠を広げたらという御意見をいただきましたけれども、基本的にはこの番号の1から4の中に大体すぐ入ってくるんじゃないかなと思っておりますけれども、その他ということで、特別の感情をお持ちの方が記入する際に大変不足をしておるといって御指摘でございますが、何とかこの欄を利用していただきまして御記入いただければというふうに、事務局のほうは考えております。

織田委員 添付資料があった場合には、添付資料、当然受け付けてよろしいわけですね。

事務局 はい。添付資料につきましても、一件書類として受け付けはいたします。

織田委員 と、その添付資料を添付するかどうかというのは、その応募する方々の判断に任せるということですか。

事務局 はい。基本的にはこの標準書式のはがきの形式で応募していただきたい。やはり恐らく数万件に上ります量でございますので、定型的な処理をする際には、余り変形のものがついてますと大変でございますので、基本的にはこの書式でお願いをできたらというふうに事務局のほうは考えております。

織田委員 はい、わかりました。

小嶋会長 100枚や200枚のことならいいんですけど、何万枚とか何十万となりますと、ある程度それ集計するのに1つのスタイルを決めておかないとということだと思いますが、もしもいろんな思いがあれば新聞に投書する方法もあるし、また事務局へ言っていただければ、またそれ皆さんにお見せするということになるだろうと思います。

そのほかにもございますか。

それでは、新市名称公募の実施につきましては、一部図書券をという御意見がありましたけど、それは10万円相当の記念品ということに変えて、案のとおりとさせていただくことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

小嶋会長 ありがとうございます。新市名称公募につきましては、応募要綱に基づき、6月の15日から8月の31日まで実施することにいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは本日決定のとおり、各部会の部会長さんは、次回の会議で、それぞれ名称選考委員会の委員の選任をお願いをいたしたいと思えます。選任された委員の皆さんは、6月14日、木曜日には名称選考委員会の第1回の会議の開催をお願いをいたしたいと思えます。またポスター、チラシにつきましては、印刷ができ次第皆さんに配付をいたしますので、PRのほうもまたよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは次に、法による特例項目についての協議に入ります。

法による特例項目につきましては、前回、一般職の身分の取り扱いが決定をいたしたところがあります。今回は残りの4項目について御協議をお願いをするわけではありますが、前回の議論を踏まえて順番に御協議を行っていただき、大方の賛同の得られた項目につきましては適宜決定をしていきたいと思えます。

それでは前回の議論につきまして、事務局から説明をいたします。

法による特例項目について

事務局 それでは、資料2をごらんをいただきたいと思います。資料2の1ページから5ページまでにつきましては、これまで御説明をさせていただいた資料でございます。法による特例の各項目の協議資料ということで、改めてつけさせていただいております。6ページ以降が前回の合併協議会での特例項目の会議録でございます。

それでは協議資料の1ページのほうをごらんをください。まず、議員定数及び任期の取り扱いについてでございますが、前回の会議では、議員は少数精鋭でという観点から、特例は適用すべきでないという御意見と、合併の是非の決定を行った議員が2年間在任をし、責任を持って新市の推移を見守るため、在任特例を適用すべきとの御意見、また、定数特例を適用することとし、その定数は議員報酬との関係で工夫をしたらどうかという御意見などがございました。

なお、5月1日にスタートをいたしましたさいたま市では、現在の議員が責任を持って政令指定都市実現を図っていくべきという理由から、合併後2年間在任をする在任特例が選択をされておりますので、申し添えさせていただきます。

続きまして、2ページをごらんをいただきたいと思います。2ページは農業委員会定数及び任期の取り扱いでございます。前回の会議では、当事者であります静清両市の農業委員会の間で議論を重ねていただきまして、その上で結論を出したらいかがかという御意見がございました。そこで現在、両市の農業委員会事務局に、農業委員会同士での協議をしていただくようお願いをしております。現在、両市の農業委員会で協議をいたしておるという状況でございます。なお、さいたま市の例では、法定のとおり、1年間の在任特例を適用をいたしております。

続きまして、3ページをお開きを願いたいと思います。こちらは地方税の取り扱いについてでございます。こちらにつきましては、対等合併が大前提でございまして、統一した課税を行うべきで、不均一課税は行うべきではないという御意見と、それから、もう少し議論を行った上で結論を出していきたいという2つの御意見等がございました。

次に、5ページをごらんをいただきたいと思います。最後の、地域審議会の設置についてでございますが、旧市の区域を合併後も強く意識させるような組織を、相当期間存置させるのはいかなものかという観点から、設置をすべきでないという御意見と、議員の特例や役割との関係から、総合的に検討していくべきではという御意見などがございました。

以上がこれまでの合併協議会での協議の主な論点でございます。説明のほうは以上でございます。

小嶋会長 ただいま説明をしてもらいました。この特例項目、4つあるわけです。それぞれ重要な問題でありますので、1つずつ皆さんの御意見をまた伺っていきたくと思いますし、その中で、もう大方賛同で決着できるものは、きょう決着をしていきたくと思います。また、きょう決着しないものについては、また次回7月3日が予定されておりますけれども、そのときに何か打開策の提案をしていただければありがたいというふうに思います。

それでは最初に、議員の定数及び任期の取り扱いにつきまして御意見をお伺いしたいと思います。

青木委員 議員定数及び任期の取り扱いということで、前回この協議会でもいろんな方の御意見を聞かせていただきまして、自らのことだものですから非常に話しにくい点も正直ございますけど、これはやっぱり全国でもまれに見る大型合併ということで、いろんな問題、課題がつきまわってきますから、やはり慎重にいかねばならないなと思うわけです。

結論から先に申し上げますけど、私の清水市側の自民党会派では、いろんな議論も重ねた中で、最終的には、在任特例を使うべきだということでも落ち着いております。これはやっぱり総合的に判断しなければいけないということになるかと思っておりますけど、全く使わないよということは、合併を前提に何とか前向きに進めようということになりますと、非常に私は無理が出てしまうのではないかなと思います。最終判断は議会に任せるということになりますから、その辺を非常に重たく受けとめざるを得ないということです。

私どもも議員定数の削減ということについては、1つの機構改革ですから、前回のときも、ここにいらっしゃいます吉岡さんを初め村上さん、市民運動まで起こされて、議員定数削減を求められた経緯がございます。そのときも議会内では非常に汗を流させていただいたわけです。44名の定数がずっと下がってきまして36名、そしてまた3名を削減をしたわけですけど、それについても議会内ではいろんな意見が分かれました、3名の削減も大変なことでした。これが現実の議会の姿です。私ははっきり申し上げますけど。

そんなことを考えますと、確かにこの合併そのものは、こうした機構改革をする絶好のチャンスだと思います。だけどやっぱり、できることとできないことが私ははっきりしているんじゃないかなと思います。現実主義で大変申しわけないんですけど、合併を前提にこれを進めようとするならば、やはり落ち着くところへ落ち着かせなければいけないなと感じております。私個人の意見では、これはないつもりです。

特にこの件については、在任特例をとということになりますと、俗に議員の皆さんは、延命措置をとろうとするのかとか、非常に私どもには耳障りに聞こえてきますけど、私はそういうことで

はなくて、この合併問題というのは非常に大変なことだと、自分なりに認識しているつもりです。大事なことは、合併条件の要するに履行をいかにして保障するかが、私ども今議員に与えられた使命ではないかなと感じておるわけです。そんなことで、条件の履行をやっぱり保障して、軌道に乗せることの責任を負うということが、一番私は大事ななことだと思っておりますので、その辺をまた皆さんの御意見をお聞きしたいなと思っております。

そんなことで、結論から申し上げますけれども、在任特例を主張させていただきます。

小嶋会長 ありがとうございます。

そのほかに御意見ございましたら御発言願います。吉岡委員どうぞ。

吉岡秀規委員（清水地域労働者福祉協議会会長） 清水の吉岡です。

今、青木委員がおっしゃいましたように、私自身も運動に参加しながら、今現在もその構造を変えていかなければいけないという思いは同じわけですし、そういう中で、ただいま清水の自民党の中でも在任特例を使わないと、最終的には議会がこれは判断をすることですから、ありてい言えば合併がつぶれるという、こういう取り方もできるわけですが、私は、果たしてそれで市民が納得できるかなというふうに思うわけです。

前回静岡の剣持委員も、これから議員の責任がますます重くなるという、こういうお話もございました。私はそれは当然のこととございまして、それは合併後ではなくて、今現在も非常に重要だと思うんです。そうすると、先ほど議員の方が、傍聴何人いらっしゃると言いましたか。5人ですね。ここには16人の議員の方がいらっしゃる。傍聴が5人、21人。全部で78人です。静岡市と清水市の議員さん78人のうち、静岡と清水を合併するか否かという、こういう大切な協議会に21人しかいないという、こういう現実、果たして市民はどういうふうに受けとめるのか。私たちもちろん全部の皆さん、委員そうですけれども、置かれた状況をいろいろ調整しながらここへ出てくる。私は市会議員、もちろん県会議員もそうですけれども、静岡と清水の有権者の人たちの委託を受けて仕事をしている人たちは、少なくともこの協議会には必ず参加するという、こういう姿勢が見えれば、ああなるほどなと、議員の責任はますます重くなるという、これが実感としてわかるわけです。

あと1点は、きょうもこれ始まる前に、前回は配っていらっしゃいましたけれども、「合併通信」という、これ民間の方だと思いますけれども、学習会をやりたいと。こういうことが78人の議員の皆さんがすべて地元でやっていたら、もっと私は議論は深まってくるだろうと。そうすると、そういうふうなことをやっている議員さんが果たして何人いるんだろうかと。こういう現実を見ますと、役割は重くなるとは言えけれども、それは合併してからではなくて、今の役割が私

は重いんだと。そうしますと、今からそういうふうなスタンスでやっていってもらって初めて、市民の有権者の皆さんも、ああそういうことだったら在任特例を使ってもよからうというふうになると思うんですけれども、残念ながら私は、今の状況ではそういうふうな理解は得られないと思いますので、私自身は在任特例は使わないで、定数56でぜひ進んでいていただきたいということでございます。

以上でございます。

鈴木委員 議会のことを御指摘いただきましたので、反論するわけではありませんけれども、私どもも会派の代表で来ているわけでありますので、この結果は必ず議員総会を開いて報告をし、そしてそれぞれの後援会活動の中、自分の地域、そういう中では、合併協の問題については報告をしたり意見聴取をしたりして、ふだんの活動の中で一生懸命やっています。ですから誤解があるといけませんので、ここにいないから合併協の問題について無関心であるということではありませんので、ぜひ御理解をいただきたいなと思います。

それから、特例を2年間延長することについての議論ですけど、私は、大きい小さいという言い方は失礼になりますけれども、やっぱり有権者の側から、選挙という一つの機会に不平等が起きてはいけません。静岡・清水は大体半分ぐらいですけれども、もっと極端な例を言えば、与野市なんていうのはほとんどなくなっちゃうわけですね。ヨーイドンでやったときに、そういう地域から議員が出られなくなっちゃうということがあってはいけないということの判断で、この法律で特例を決めてあるわけですので、2年間経てば78が56になるわけで、22名が、もうこれは皆さんから言えば合理化といえますか、できるわけですね。その56の議会の中で、さらに将来に向かったの議員定数の問題は協議をしていけばいいというふうに思います。ですから2年間の延長は、今の私どもに課せられた2年間、しっかりその合併後責任を果たしていくというふうに御理解をいただければ、私はありがたいなあと。正々堂々と、2年間ただ私の命が延びたなどという、そんな姑息なことじゃなくて、皆さんから課せられた合併という大きな節目を乗り越えていくための2年間だというふうに御理解いただければありがたいなと思ってます。自信を持ってやっています。よろしくをお願いします。

望月厚司委員（清水市議会議員） 清水の望月ですけれども、それぞれお三方から議員特例の問題ありましたが、私も前回の合併協議会でもお話をさせていただきました。いずれにしても、今の皆さんの議論のスタートというのは、平成15年の4月1日に合併するという前提の中で、議員特例をどう使うか使わないかというようなところがあるんじゃないかなという感じもいたします。その合併期日によって、またいろいろな考えが出てくるという可能性もあります。

私も前回の中で言いました、仮に平成15年の4月に合併する場合と前提して議論させていただくならば、定数特例がいいんではないかということを行いました。これは今、清水・静岡、78であるということですから、56人以上112の範囲ということになれば78というものは現行どおり使えと。市民の皆さんから言ったら、ただ単に議員がそのまま延長すればいいということではなくして、選挙をやって4年。で、78ということがそのまましていけば、今の市民の皆さんの負託を、また市民の届かない声を届かせるという範囲では同じであるということもあります。

もう1つは、議員歳費とかということが絡んでくれば、これは両市の議員歳費を足した部分を超えない範囲で、定数問題も含めて考えていくというようなことをして、定数特例を活用し、そしてできるだけ市民の声が、一気にそういうパイプというものが狭まらないということを含めていきますと、定数特例を活用し、選挙をやって、4年間しっかり合併後を見ていくというところが、議員活動として、あるいは市民にも示せ、あるいは合併後のいろんなものをチェックするというか、物を見きわめていくことができるということもありまして、そんな考えが清水の市政クラブの大方の皆さんの声としてはあると。

しかし、私が前回言いましたのは、合併の期日というものがしっかり定まらない前に、その辺の特例を固定していいだろうかという考えがありまして、もう少し時間を置きながら議論を進めていくことが、あるいは市民の声なり各会の声を聞いていくことが大事ではないかということ、前回申させていただきましたけれども、今回もお三方からそういうことが出ましたので、我が会派の内容というものを御報告させていただきます。

小嶋会長 今の、合併の期日が定まらないというのはどういうことですか。

望月厚司委員 仮の合併期日は決まっているというのは知ってますし、ただ、必ずでは合併の期日が今の段階で平成15年4月1日スタートするかどうかということは決まってないわけですね。仮の合併の期日として決まっている。そのときに議員特例をどう使うかという議論になっていきますけれども、ただ、逆に1年延びた場合どうするのということがあるわけですね。平成16年4月1日に合併に仮になったとした場合に、議員特例の活用はまた変わってくるということも当然あります。極端に言いますとね、合併特例法が平成17年というのがありますね。平成17年3月31日までが合併特例法となりますので、この範囲の中でいろいろな部分の考え方というのは出てくるのではないかと私には思っていますけど。

小嶋会長 ということは、今そういう議論するとこれ議論できないじゃないですか。その意味がない。

望月厚司委員 ただね、いずれにしても、これも含めて判断をしなきゃならないときがあるわけ

ですね。議員特例も判断しなきゃできない時期もあるわけですね。ですから、仮に今、その議論を今時点で決めていいかどうかというのも、これからの推移を見ながらでいいんじゃないかというように私は思いますけどね。

小嶋会長 そういうことを言われると困ってしまうんですが。

望月厚司委員 逆にね、各会派、各ところでまた整理してもらえばいいというのが1つあります。というのは、15年の4月1日、当然仮の合併期日として決まっていますけれども、議員特例の活用がそこでなくてもいいという声であるならば、それはそれでいいと思うんですけれども、我々とする、例えば平成15年の4月でなかった場合には、当然そこで選挙があるわけですね。いわゆる公職選挙法の当たり前の選挙があるわけですが、そうすると普通にいきますとそれから4年間というのは従来どおりであるんですけれども、それがそのものの期日がどうなるかというのがあるもんですから、そこで定めにくいと。

小嶋会長 ちょっとよくわからないんですけれども。要するに今ね、そういうように、もちろん合併決まったわけではないけれども、合併するとしたら期日をいつにしようかそれも仮に決めてきたわけです。その上でのこの特例項目を今話をしているわけで、だから合併の期日もまだ正式に決まっていないのに議論できないと言われちゃうと、ほかのこともみんなそうっちゃうわけです。ですから、その辺はわかってもらいたいと思うんですけど。

望月厚司委員 展開論として平成15年4月1日に仮の合併の期日が決まっていることは、これは認識は十分しているつもりでありますけれども、例えば、特例の活用の方法によっては、例えば1年仮に延びてしまったということがあった場合には、その活用方法が変わってくるんじゃないかということも、議論としては我々の会派にある。

小嶋会長 それはだって今は予想できないわけでしょ。やってみなきゃわからないわけですから。

望月厚司委員 ただ、だから逆に言うとね、今それを決めちゃっていいかどうかという問題あります。

小嶋会長 だけど、決めなければ今のところ……。

望月厚司委員 というか、私自身の話だけではなくて、多くの皆さんの話を聞いていただきたいと思うんですけれども、私が言いたいのはね、4月1日の場合はこれでいいんじゃないかと言いました。平成15年4月1日の場合は定数特例でいったらどうだろうかというのを言ったんですけれども、仮にまた合併の期日が変わった場合には、ほかの方法論もあるんじゃないかと。

小嶋会長 それはだからそのときまた……。合併の期日としては一応合意して決めたわけだから。

望月厚司委員 ですから私の意見も聞いていただいて、皆さんの意見も聞いていただければいい

ということなんですけども、仮に平成15年の4月1日に合併する場合には、定数特例でどうだろうかということをおっしゃっていただき、ただ前提は、平成15年4月1日に合併をするという前提であれば、定数特例がいいだろうという言い方をしたけれども、ただその変化があった場合はね、また違う活用があるということをつけ加えたわけです。

小嶋会長 だからそれはまたそのときのことで、余り先までその先まで言っていたかと議論が……。

望月厚司委員 ただね、多くの市民の皆さんとかいろんな皆さんの声をやっぱり聞きながら、この問題等々解決するべきだということも基本的にありますし、そういう意味では、今日ここでだわって答えを出さなくてもいいではないかというように思います。

小嶋会長 それはそうですけど、だから認識に余りずれがあると、いくら言ってもだめですからね、だから今申し上げているわけで。

望月厚司委員 わかりました。平成15年4月1日に合併ということをおっしゃれば、在任特例で、先ほど言ったようなことでしたらどうだろうかというのが私の解釈で。

小嶋会長 在任特例で？

望月厚司委員 ごめんなさい、定数特例を使ったらどうかということですよ。

小嶋会長 そのほかに御意見ございますか。剣持委員どうぞ。

剣持邦昭委員（静岡市議会議員） 静岡の剣持ですが、議員の特例の問題で、一応私ども会派としては、仮の合併期日、15年4月1日という前提で議論させていただいております。先ほど吉岡委員が、議員がきょう傍聴5人しか来ていないと、非常に関心が薄いではないかと、そういう中で在任特例云々、あるいは定数特例云々というのはおかしいじゃないかというお話が冒頭あったのですがね、先ほど鈴木委員は鈴木委員の会派の意見として言われたわけですが、私ども自民党会派の意見としてもね、常に合併協に先立って、今回どんな議案がある、したがってどんな導き方で臨もうかという議論を真摯にさせていただいております。

今回の定数特例、あるいは在任特例の場合なんかいろいろ勘案いたしまして、前回は私、はっきり申し上げたわけですが、地方分権時代に議会あるいは議員の果たす役割が大変重くなっている中での合併を、もし15年4月1日であるならば、その2年間、その行く先をしっかりと見定めるといって議会の重みで、私は在任特例が一番、今の与えられた特例の中ではいいではないか。少なくとも、17年には現在の78から56になる。あるいはそこで減員条例をしけば、さらに56から下げることも可能なわけです。したがって、私は定数特例を、もしそこで望月厚司さんのお話になってきますと、市民はどっちかという議員定数を減らせというときに、56の場合の

112までがいいから定数特例をしたらどうだということは、逆に市民に私は理解が得られないと思います。

したがって、前回と同様な意見であります。これ私自身の意見ではなくて、会派の総意として、議会としてしっかりとして責任を全うする、そういう意味で2年の在任特例が一番いいではないかということをお願いさせていただきます。

望月厚司委員 定数特例を利用するということですけど、112にするということではなくて、78の中で議員歳費を現行の議員歳費でおさまる中の人数にしたらどうだろうか。ですから78より若干減るのではないかと思うんですけども、そこで定数特例を使って4年間やって、しっかりこの合併後のことを見届けていくということですので、112を私は主張していませんので、78以下になることは間違いないというように思います。

小嶋会長 ただ、議員の歳費は合併協では決められませんから、それはひとつ。

それでは、ちょっとこの議論、到底決着しないと思います。それできょうは議員の皆さんはかなりそういうことについて、自分の身ですから言いくにくい部分もあるし、遠慮していらっしゃる方もいらっしゃる、これよくわかります。きょうはその他の学識経験者の方もいらっしゃいますが、学識経験者の皆さんも、議員の身分については自分では言いくにくいという方も大勢いらっしゃるという雰囲気を感じますので。しかしこれは、いずれにしてもかなり特例項目で重要な部分だものですから、一応今日は議論ここで打ち切りまして、次回、ひとつよく調査研究の上、皆さんに御意見を伺えればありがたいなというふうに思いますので、中にはしっかり勉強して意見を言っている方もいるし、なかなかそれは言いくにくいから遠慮するよという方もいらっしゃいますと、ちょっとそれでは困るので、私としては、やはり大方の賛同というのを見きわめなきゃいけないものですから、ひとつこの問題については、次回までにしっかりよく自分の意見をまとめて、また発言をいただければ私としては、議長役としては助かるんでありますので、よろしくをお願いします。

まだ特例項目あります。次に、農業委員会定数・任期の取り扱いということでありますけれども、これについてはまた御意見あればお伺いいたしたいと思います。望月委員どうぞ。

望月眞佐志委員（清水市農業協同組合代表理事専務） 清水市農協の望月でございます。あわせて清水市の農業委員も兼ねていますので、清水市の農業委員会の中の話ということで、決して農業委員会で総会等開いて決定した事項ではございませんけど、中の話というふうに受け取っていただきたいわけです。

前回私欠席しまして申しわけなかったわけですが、おおむね静岡の榎本委員から話が

ったということで、その内容に伴って、先ほど事務局から説明があったように、両市の農業委員会の事務局同士が話し合いといいますか、検討に入ったということで、それはそれでよろしいかと思うんですけど、ただ清水市側の考えというのは、特例を使っていただいて、合併後もしばらくの間は2つの農業委員会を置いていただきたいと、それで合併後、両市の農業委員会が検討して、一つにするんなら一つにするという方向性を考えたかどうかというのが、清水市の農業委員会のおおむねの考え方というふうに受け取っていただきたいと思います。

小嶋会長 そうですか。わかりました。最初は別々にして、一緒になってからどういうふうにするか、またそこで農業委員会として議論していくということですね。

望月眞佐志委員 知事の特例がございますので、それと、非常に大きな市になりますし、農協も別ですので、今までそれほど交流というのがありませんので、非常にわかりにくい部分があるということで、合併後もしばらくの間は知事の特例を使っていただいて、2つの農業委員会を置いていただきたいと。そしてその後、そうは言っても一つの行政委員会ですので、将来的には一つになることは別に否定はしないわけですけど、合併後に両市の農業委員会が検討して、一つにするならするという方向性を持っていったらどうだろうかというのが、清水市側の農業委員会のおおむねの考え方です。

小嶋会長 はい、わかりました。榎本委員。

榎本秀一委員（静岡市農業協同組合副組合長理事） 私も、前回の会合の席上、意見を述べさせていただきましたけれども、ただいま清水市の望月委員のほうからお話ございましたように、清水の場合は、農業委員会を別々に置きたいというような御意見も伺っております。静岡の場合はどうかというと、静岡の場合は、農業委員の幹部の皆さんと協議した結果、行政が一本になるときに、非常に農業委員会というのは行政と関係深いと、これが2つでいいのかというようなお話ございまして、ここはちょっと清水の農業委員の皆さんの考え方と、静岡の農業委員の皆さんの考え方と、ちょっと温度差があるなど、こんな感じを持っているわけでございます。

私は農協の役員でございまして農業委員ではございませんので、中をとっているいろいろ話をしていくわけでございますけれども、ここで余り協議会で簡単決めてしまうよりも、もう少し当事者同士でお話し合いを持っていただく、そういうような会合を事務局の方でセットしていただいているとこういうお話でございますので、その様子をもう少し見てから判断していただきたいと、こんなふうに思います。

小嶋会長 それではそういうことで、もう少し時間をかけて、まだ時間ありますので、当事者同士でじっくりひとつ話し合いをしていただいて、またこの場で発表していただきたいと思います。

それでは次に、地方税の取り扱いについて、御意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。村上委員。

村上達雄委員（清水商工会議所副会頭） 清水商工会議所の村上でございます。

前回この問題につきまして、私、清水商工会議所を代表いたしまして、特例の適用をあえて望まないというふうに申し上げましたが、大変不勉強で申しわけなくて、いろいろその後調べてみたところ、訂正をお願いしなければならないということが出てまいりました。それについてちょっと御説明を申し上げます。

まず対等合併の場合、全国で今まで、特例を適用して不均一課税になったというケースはございません。したがって、実は私はその情報が確実でございましたので、この問題は特例で処理すべきではないというふうに実は考えておりました。御承知のように、静岡と清水の場合、税制で現在違うのは事業所税だけでございます。ほかの税制は全部同じでございますが、静岡は人口30万以上のため、事業所税が課税になっておりまして、清水はございません。

これは対等合併をすれば課税するのは当然でございますが、御承知のように、現在経済情勢が非常に悪化しているというのがありまして、静岡の事業所の皆さんもお納めになっているから、そういう事業所の皆さんにはまことに申しわけないのですが、清水側としては、本来は段階的課税をお願いしたいと。例えば、当初1年目は30%、2年目は60%、3年目で90なり100とかというような課税をお願いしたいというつもりでございましたが、特例でこういうケースが出たことがございませんので、私はこれを市条例による減免措置でお願いしようというふうに考えておりました。

そのために前回、特例の適用は不要であろうというふうに申し上げましたんですが、その後調べてみたところ、これが大変な間違いで、地域における不均一課税は市条例ではできないということがわかりました。つまり特例を適用し、その特例を最終的に市条例で認めることによって、初めて不均一課税ができるということがわかりましたので、私は清水の企業の代表としまして、やはりこういう情勢でございますので、いきなりやはり課税というのは大変企業にとって負担が重くなります。そういう意味で段階的な課税を、何らかの方法でお願いするための前段としては、法的に見ますと結局特例でお願いする以外はないんだということがわかりました。したがって、できましたら、この内容等については、これは清水側のエゴイズムととられても仕方がないところもございますから、皆さんの御協議にぜひお任せしたいと思っておりますけれども、でき得れば、段階的な課税をお願いできればありがたいということがあります。

それからもう1つ、清水側の1つの特殊事情を申しますと、この税制というのは、実は非常に

調べてみますと、市条例の適用面が非常に多くて、減免だとかいろいろな適用除外だとかいうものがやたらにございます。そういったもの全部ひっくるめて、この法律そのものに私は実は疑義があります。

といたしますのは、1,000平米以上の大規模事業所に対して平米600円、つまり坪で言いますと2,000円の課税があるわけでございます。それと同時に人頭割もあるわけでございますが、清水商工会議所の中で話し合いました一番問題になりますのは、新規事業所に対する平米6,000円の課税ということです。平米6,000円というのは、坪当たりで言いますと2万円になりまして、これが初年度はまるまるかかってまいります。

そうしますと、これはなぜこんなに10倍もかかってくるのかなというのを調べてみますと、事業所税そのものは昭和大体50年ごろできたんでございますが、今申し上げた6,000円の新規事業所に対する特別賦課というのは、平成3年にできております。平成3年ということは1991年でございまして、つまり、まだバブルの真っ最中でございました。バブルの真っ最中に、大規模事業所が大都市に集中して、その結果、土地が高騰するのを避けるためにこの6,000円という、今で言いますと常識では考えられないような高税が賦課されたということでございまして、その後のバブルの崩壊に伴い、地価の下落というのが始まりましてから、もうこの6,000円という金額そのものが実は意味がないんじゃないか。したがって実は、市条例でこの辺も清水地区のみならず静岡も変えていただきたいぐらいに思っておりましたですが、その後また調べてみますと、これを排除すると、適用除外にするということではできないということがわかりました。したがってこれは、国の方で事業所税そのものを変えてもらわないともうだめだという、そういう法律でございまして。

といたしますのは、清水というのは御承知のように産業都市でございまして、企業誘致というようなものが非常に大きい命題です。この企業誘致を現在も例えばやっておりますが、一例を挙げますと、今度清水で大規模事業所が幾つかできますが、その中の1つで実は試算をしてみますと、年商30億くらいの会社で、現在建設中の工場をつくりますと、初年度大体1億3,000万くらいの税金がかかってくるということがわかりました。年商30億円くらいの会社が初年度1億3,000万の税金を取られるということは、よっぽど高収益の会社でないと利益が出ないわけですし、これは外形標準課税ですから、当然のことながら利益が出ようが出まいが取られるわけですし、それ以外に所得税もかかってくるということになると、これはもう事実上企業誘致というのはほとんど不可能に近い税制ではないかという感じを正直受けます。したがって、この税法そのものを、もうちょっと現在の状況に合わせた、企業の参入ができるような方向に変えていくことが、

法律上できないんですけども、そういう種類の法律だということを、皆さんにぜひ御認識いただきたいという気が私はしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

小嶋会長 まあ事業所税の税制そのものについては議論してもなかなかこれはらちのあかない話であります、今申し上げましたように、これはいわゆる一種の外形標準課税でして、余り評判のいい税制ではないと思いますが、やっぱり都市経営上ある程度の規模になりますと、この税源が必要になるということで創設されたものであります。剣持委員どうぞ。

剣持委員 事業所税の関係で今、村上委員から、前回のお話と少し不均一課税に対するトーンダウン、非常に残念に思います。対等合併ということで、少なくとも我々前回の議論の中では、事業所も随分理解もしていただいているという中で、大分清水の皆さん方も税制面で理解をいただいているなあと。というのは、やはり財布は一つですよ。したがって、合併というものはやはり痛みを共有するし、また痛みを伴うもの、その上で市民の負担をできるだけ軽減してください。例えば、ここにある個人市民税も、市民1人当たり500円上がるということで負担が増えるわけですが、その分受益を市民みんなで分かち合うと、そういう中でのサイクルが一つの税制であると思います。

したがって、今日ここでいろんな形のすべての結論というわけにはいかないとは思いますが、特例措置も私も十分承知はしております。がしかし、やっぱり基本は、対等合併の中で、50万を超えるこの両市が、やはり負担公平の原則の中でその痛みを伴って、その財源でまたまちづくりのほうに予算を使っていくと、そういったことからすれば、ぜひその辺は、まだまだ時間のある期間の中で、事業所の皆さんにも原則不均一課税はできないと、またするべきでないというのが基本原則だと私ども理解しておりますので、そういうことでひとつおまとめいただければ大変ありがたいということで申し添えておきます。

小嶋会長 これもどうも今日は決着しそうもありませんので、この辺で、またこれもよくひとつ、税と申しますのは公平が最大の原則です。このルールを破るともう税ではなくなってしまうわけでありましてけれども、法律上は合併特例法によりますと特例も認められるということで、これについてはいろいろな御意見もあろうかと思いますが、これも今ここでは大方の賛同は得られそうもありませんので、きょうは決着しないで、また皆さんの御意見をしっかりひとつ考えて御発表いただければと思います。

ということで、次は地域審議会の設置という問題につきまして、これも特例項目、4つ目の件であります、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。金子さんどうぞ。

金子委員 清水市の金子昌義でございます。

ちょうど20回の4月の20日に行われました協議会の議事録が一緒についておりますので、まことに恐縮ですが、静岡市の青年会議所の元理事長をやられた織田さんの発言のところに、ちょっと触れさせていただきますけれども、実はこの地域審議会のことをお話されておりますが、地域審議会を設置することによって、静岡・清水の非常に風通しが悪くなるというような部分も云々というふうなことを前回おっしゃられたわけです。これは議事録にちゃんと出ておるわけですが、私はそれを聞いておまして、風通しが悪くなるようなことじゃ全く困ると思いましたが同時に、地域審議会というのは平成11年の法改正によりできたものですから、まだ実際に地域審議会を行っている前例がないということでございますので、非常に扱いにくいところかもしれませんが、しかしちゃんと地域審議会が置けるというふうな形になっておるわけですし、特に清水市の場合は、もっともっと広く目を開いていかなきゃならんような立場にもあるものですから、当然地域審議会を設置すべきと、こういうふうに思っておりますので、一言意見を申し上げておきたいと思えます。以上。

小嶋会長 ほかに御意見ございませんか。太田さんどうぞ。

太田委員 太田でございます。

前日も発言させていただきましたが、私はこの地域審議会の設置を希望いたしました。その後、織田さんや村上さんからも御意見を伺い、いろいろまたこの1カ月考えてみましたが、確かに今回この行財政部会で、ランドデザインをもとにいたしまして、非常に理想的な基本方針と事業を挙げていただいております。基本方針の中に、ここの3 - 13のところのページでございますが、新しい自治体の経営システムの確立を目指すために、市民主導の政策形成、それから合意システムを確立するというようなこと、それから行政に対する市民評価システムの確立を目指すとうたわれております。確かにこれは非常に理想的で、このような新しい自治体系システムになることが非常に望ましいことだと思っております。しかし、合併後すぐにこのようなシステムが十分に機能するかということは、ちょっと難しいのではないかという気がいたします。

としますと、この審議会の設置が、余り長期間に及んで、かえって逆に行政運営の妨げになるということは確かに望ましくないことでもありますし、両市いつまでも清水だ静岡だということから早く立ち直って、もう一つの市民としての行政をしていかなきゃいけないと思っておりますので、長い設置は望みませんが、やはりせっかくこのような特例ができたということは、過去のいろいろな合併都市の中のいろんな問題をかんがみてできたことと思っておりますので、また、この10年という新市建設計画の期間を考慮しながら、特例で決められておりますこの地域審議会の設置をしたほ

うがよいのではないかという気がいたします。

合併後、また今、政令都市になれるというような可能性も十分に出てきておりますし、そうなりますと、区が設けられたりして、またこの行政形態が変わってまいりますけれども、そのようなときでも、この新市建設計画というのは執行されるべきものでありますし、たとえ一部その変更が必要となった場合でも、この審議会があれば、その組織で十分に審議していただけるものではないかと思えます。そのような観点から、私はこの地域審議会の設置を希望いたします。以上です。

織田委員 ちょっと審議会の認識の仕方が僕も違うのかもしれないんですけども、太田委員が言われた、条例に特例として設けることができるというのがあるというのは私も読んで知っております。私が認識しているのはちょっと違ったニュアンスだったものですから、いろいろな問題があるので、今の太田さんのお話ですと、建設計画がすべて十分に施行できるような、建設計画が実施できるようなものの審査機関として審議会があるようなお話でしたけれども、そういうことで太田さんよろしいんですかね。

要するに、合併特例法で問題が生じると困るので、審議会がそれを審査するというような認識の発言をされたように私は理解したんですけども、それでよろしいですか。

太田委員 はい。新市建設計画の執行に関して、この審議会が意見を述べることができるということが書いてございます。

織田委員 私が認識している地域審議会というのは、例えば編入合併だったりなんかして、非常にこう、開発ですとか、住民サービスが偏る可能性がある場合に、審議会を小さな都市のほうに設けて、きちっとその辺を審査するというか審議するというような認識にとらえておったんですが、今回の場合は対等合併ですし、しかも、先ほどの議員の特例問題等の議論も踏まえてみますと、いわゆる将来的には議員さんの数は減ってくるわけです。政令指定都市になれば、もっともいろいろな区役所等が出来上がってきて、住民自治というか、住民に近いところにあるいろいろな行政サービスが将来できてくようなイメージがあるわけですけども、そこに地域審議会をつくるということは二重、三重の構造になっていって、この前言ったように、風通しが悪くなるような状況をつくってしまうのではないかという私は危惧を持っております。

何しろ我々の議会制民主主義というのは、議員の先生方がいわゆる我々のまちづくりですとか、いろいろなものを審議をして決めてくれるわけですから、その議会を侮辱するようなとか無視するような地域審議会を、今この対等合併で置くべきではないという私は認識を持っております。ですから先般言いましたように、風通しが悪くなるような二重、三重構造をつくるような

地域審議会は絶対つくるべきではないというのが私の意見です。

小嶋会長 私も、この地域審議会はもう今までどこにもないもんですからね、日本中。イメージとしてなかなか湧かないんですけども、ちょっとこの前聞いたら、やはり合併をして、小さい町村が編入合併しますね。そのときに議会が構成されたときに、議員も出せなくなってしまうような、そういう旧町村があった場合を想定しているんじゃないかという。そうしないと、それまでは1つの自治体だったわけですけど、編入合併で議員も出せなくなってしまう。ですから新しいその首長さんにいろいろ意見を述べられる組織を旧町村につくっておくということで、旧町村の立場を大事にしていこうというのがどうもその趣旨なんだそうなんです。ただ、はっきりしてないんです。何ととっても定数とか任免とかその他、これ全部自分で決めなさいって書いてありますから。ですからこれについては恐らくまだ皆さんもはっきりした認識もないと思われましょね。議会との関係もありますし、これつくるのは簡単かもしれませんが、じゃ議会と意見が食い違ったらどうなるんだということにもなるわけですし、その辺がちょっと悩ましいなと思っております。

確かに、さっき言いましたように、吸収合併、編入合併で議員も出せなくなるような規模の町村があった場合にはこれ必要かもしれませんね。それはやっぱり今までの自治体としてのやってたのがなくなっちゃうわけですからね、その機能が。そういう場合はこの地域審議会というのは必要かなとは思いますが、これについてもちょっと難しい話でありますので、次回ちょっと皆さんよく勉強してください。

それと、建設計画を、今太田さんおっしゃったようにちゃんと実行されるかどうかを担保するような組織とはちょっと違うと思います。それはやっぱり議会の仕事じゃないかなと思うんです。それはそれもあれかもしれませんが、一番主にそれをチェックする機能はやっぱり議会だろうと思いますけどね。

ちょっと私しゃべり過ぎたんで、この辺で休憩します。10分休憩いたします。

(休 憩)

小嶋会長 それでは会議を再開をいたします。

ただいま、特例項目4件のことについて大分御議論をいただいたわけでありまして。次回にまた引き続いて議論していきたいと思いますが、ここで副会長の宮城島市長さんからちょっと発言をしたいという御意見がありましたので、よろしくお願いします。

宮城島副会長 特例項目について皆さん方の御議論をいただいておりますけど、私、今率直に感じるところを少しだけ述べさせていただいて、次回の協議がうまく進むといいなあというふうなことも含めてですが。

先ほどいろいろお話がありましたように、確かに合併というのは対等であるというふうなことだ。そうすると対等であるからにはこうであるべきだとか、こうであって当たり前だというふうな、そういう当然の議論がある。これは建前論としては当然ありますね。しかし現実論でいくと、現実是对等であるというふうに言っても、これ対等であるということは対等であるんですが、人口が現実には47万と23万7,000というような違いがありますね。そうするとさっきから話があるように、これ選挙をやって議員が出てくるということは、太田さんが言われたように確かにありますね。しかしそのときに何人どちらから議員が出てくるかというふうなことをやっぱり考えるわけですね。そうすると自分たちの地域の代弁者としてどれだけの人が出てどれだけのことをやるかというようなことについて、やっぱり不安を持つわけですね。そういったようなことでやっぱり地域審議会のようなことになってくるというふうな面もあるように思います。

ですから、静岡の人たちがいろいろ考えている建前論での物の見方と、現実に清水の人たちが感じている現実の問題っていうものの、やっぱりギャップがあるように思います。その辺をやっぱりお互いに背景を考えていただきながら、この議論を前へ進めるためにどういうふうにしていったらいいかというふうなことを考えていただくと、少し前へものすごく進むような気がするんですけど、今までの議論聞いてると、何か静岡・清水の対立が強くなって、合併論がだんだん離れていくような、そういうような議論になりかねないような気もあるから、ぜひそういった点を少し配慮をしながらうまくやってもらいたいと、こんな気持ちを持ちました。

小嶋会長 という御意見でございましたので、お聞きをいただきたいと思います。

それでは次に進めさせていただきます。各部会協議の経過報告につきまして事務局から説明をいたします。

各部会協議の経過報告について

事務局 委員の皆さん方には、各部会で熱心な御協議をいただきましてほんとにありがとうございました。お手元の資料3に基づきまして、これまでの各部会におきます協議状況につきまして御報告を申し上げます。

まず資料3の1ページをお開きを願います。ここには開催状況が記載をしております。ごらんのとおり5月の14日から5月の18日までの間、それぞれ1回ずつ部会を開催をいたしました。それぞれの部会で御協議いただいた資料は2ページ以降のとおりでございます。

続きまして、飛びまして3 - 14ページをお開き願います。ここでは各部会での御協議を踏まえて、新市建設計画の策定に関しまして各部会で共通して示されました主な意見を整理をいたしております。

まず1つといたしまして、新市建設計画は、主に合併により実現できる事業を中心としたほうがよいということをございまして、合併により実現できるものや、合併メリットを生かせるような事業を中心にいたしまして、市民にわかりやすい計画にしたほうがいいのではないかという御意見が示されました。

次に2つ目といたしまして、両市の現状や課題・問題を示さないと、個々の事業の必要性がわからないということで、両市の現状でどのような課題・問題があり、その事業の実施によりましてそれが具体的にどのように改善されるのかを市民の皆さんに示していったほうが、なぜその事業を登載するのかがわかりやすいという御意見が示されました。

それから3つ目といたしまして、個々の事業の事業費などを明示をしたほうがよいということで、当該事業の必要性ですとか、各事業の優先順位などを検討するためには、それぞれの事業ごとに、できるだけ事業費や事業の実施年度など、事業の内容を明らかにしていったほうがいい。こういう御意見が示されております。

最後に4つ目といたしまして、これから地区説明会での市民説明版につきましては、市民の皆さん方にわかりやすいように工夫をしたほうがいいということをございまして、地区説明会で使用いたします市民説明用の資料につきましては、できる限り市民の皆さん方にわかりやすいように工夫をして作成をしたほうがよいという御意見が示されております。

これら多くの委員の皆さん方から示されました主な意見は以上のとおりでございますが、各部会のそれぞれの会議での発言要旨につきましては、15ページ以降にそれぞれ整理をいたしておりますので、御参照いただければというふうに思います。

なお、次回の部会におきましては、寄せられました、この整理をいたしました4つの項目につきまして、これらを加味しました資料を用意をさせていただきます。次回の部会にはそうした形で資料を提出させていただくように現在作業中でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。説明のほうは以上でございます。

小嶋会長 部会での御協議、大変御苦労さまでございました。事務局からそれぞれの部会の協議状況について説明がありましたが、他の部会の状況も把握をしながら協議を進めていくということは大変重要なことだと思います。他の部会への質問、意見等も含めまして御意見等がありましたら御発言をお願いいたしたいと思います。

ございませんか。委員の皆さんには、それぞれまた各部会での御協議をお願いしたいと思いますが、できれば次回、7月3日の合併協議会で中間素案の御協議をお願いをいたしますということになりますので、また部会員の皆さん、そういう方向で、取りまとめというか、中間の報告になると思いますけれども、よろしくをお願いしたいというふうに思います。

また、全部これ、それぞれの部会の議論の中身、これに網羅してあるようでありますので、他の部会へのまた御質問等がございましたらおっしゃっていただければ、事務局を通してでも結構ですし、またその辺はよろしくをお願いします。

今、最初の各部会共通意見というのがありますけど、共通して出された主な意見、この辺で大体最大公約数でこういう方向で、既に建設計画の策定については議論されているということで御理解いただきたいというふうに思います。それぞれこの辺の共通した意見を参考にして、これからまた各部会での御議論をよろしくをお願いしたいというふうに思います。

それでは次に入ります。次は、本日最後の協議事項ということになりますが、すり合わせ項目について御協議をお願いしたいと思います。

すり合わせ項目につきましては、現在幹事会を通じて協議資料作成のためにさまざまな作業を行わせておきまして、本日までに準備の整った項目について御協議をお願いいたします。これは事務局から一括して資料の説明をしていただきます。お願いします。

すり合わせ項目について

事務局 それでは、お手元の資料4をごらんをいただきたいというふうに思います。すり合わせ項目のうち、本日までに準備の整った項目につきまして一括して御説明をさせていただきます。

まず資料4の1ページでございますが、特別職の職員の身分についてでございます。これにつきましては、対等合併を前提としておりますので、基本的には特別職の職員は失職をすることとなり、新市発足後それぞれの選任手続に応じまして新たに選任をされることとなります。ただし、職に応じまして新市発足後の暫定的な取り扱いを定めているものがございまして、それらにつきましては法令の定めるとおりの扱いとなります。

まず市長についてでございますが、合併の日から50日以内に新市の市長が選挙されるわけでございますが、地方自治法施行令第1条の2の規定によりまして、新市の市長が選挙されるまでの間協議をいたしまして、両市長のうちどちらかを職務執行者と定めまして、その職務を行うこととなります。なお、この市長職務執行者が市長選などに立候補する場合などは、記載のと通りの取り扱いとなります。

次に助役でございますが、職務の性質上、暫定的な取扱いは法令上規定がございません。そ

の他記載はございませんが、公平委員会の委員、監査委員等につきましても、新市の市長の就任を待ってそれぞれ選任をすることとなります。

次に収入役でございますが、収入役は合併に限らず、その者が欠けた場合、必ず職務代理者をおくこととされているため、新市発足と同時に収入役職務代理者が選任をされることとなります。選挙管理委員、教育委員会の委員につきましても、それぞれ暫定的な取り扱いがそれぞれ記載のとおり定められております。

次に2ページでございますが、こちらは一部事務組合等の取り扱いについてでございますが、まず両市が共同で一部事務組合として設置をしております静清中央卸売市場組合につきましては、合併の前日に解散をいたしましてその事務を新市に引き継いでいくこととなります。次に、両市と富士川町、蒲原町、由比町の2市3町で共同設置をしております法定協議会であります静清庵地区広域市町村圏協議会でございますが、この協議会は住民の日常生活圏の拡大に対応いたしまして、2市3町一体の広域的な振興計画を策定推進するために設置をされたものでございまして、両市は合併の前日にこの協議会から脱会をさせていただきます、合併の日に新たに新市として加入をすることとなります。

続きまして3ページをお開きを願います。現在両市では地方自治法に基づく法定協議会以外に、事実上法定協議会と同じような機能を有する任意の協議会を他の団体と設置をし、それぞれの目的達成に向けた事業を共同で行っております。これらにつきましても法定協議会と同様、両市は合併の前日、それぞれの会から脱会をさせていただきます、合併の日に加入をすることとなります。

次に4ページをお開きを願います。財産区であります。財産区といいますのは、市町村の一部で財産や公の施設を設けているものをいいまして、通常は合併をされた旧市町村の区域にございます財産を、合併後の市町村とは別個に管理をしようとすることから設置されることが多く、両市にはそれぞれ静岡市のほうには井川財産区、清水市には清水市両河内財産区がございます。これらにつきましては合併後もそのまま存続させることとなります。また、両市が設置をしております土地開発公社でございますが、これは公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて設立をされた公法人でございまして、市町村にかわってその債務保証のもとに公共用地を先行買収する法人でございます。これらにつきましては合併時に統合することといたします。また、民法法人でございます両市の振興公社につきましては、合併時に再編をするよう調整に努めることといたします。

次に5ページでございますが、いわゆる第3セクターでございます。これにつきましては、合

併後も当面は現行のとおりといたします。なお、恐れ入りますが、第3セクターの記載事項に誤りがありましたので御訂正をお願いいたします。表の一番上の清水埠頭株式会社の概要欄の資本金と、それから括弧内の清水市出資金の金額の単位が誤っておりました。現在万円となっておりますが百万円の誤りでございますので、御訂正をお願いをしたいというふうに思います。したがって資本金は3億円、出資金は5,000万円ということになりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、6ページをごらんをいただきたいと思います。6ページは公共的団体の取り扱いについてでございますが、新市の一体性の速やかな確立に資するためには、各公共的団体の整理統合というものが必要になってまいります。しかし、それぞれの団体にはそれぞれの歴史や経緯、役割など、さまざまな事情がございます。そこで、まずはそれぞれの団体の実情等を十分把握いたしまして、それを尊重するというを前提にいたしまして、共通の目的を持った団体は統合をいたしまして、その目的をより大きく達成をしていただく方向で調整をしていくとともに、独自の目的を持った団体につきましては、新市においてもそのまま存続し、引き続きその目的達成のために御努力いただくことといたします。

次に9ページをお開き願います。こちらは町と字名の取り扱いについてでございます。町・字名につきましては、新市におきましても現行のとおりといたします。しかし、両市で同一の町・字名につきましては、市民生活に混乱を生じさせるおそれがございますので、当該地域住民の意向を尊重しながら検討をしていくことといたします。ごらんのとおり全く同じような町名が11カ所ございます。これら、それから紛わしい町名等も記載のとおりでございますので、こうした町名等につきまして明確に表示をしていく必要がございます。これらについては今後調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に10ページでございますが、慣行の取り扱いでございます。この慣行につきましては原則といたしまして新市において新たに検討をするものといたします。ただし、11ページに記載してございます名誉市民ですとか姉妹都市、友好都市につきましては、新しい新市に引き継ぐべきものといたしまして、新市において継続をすることといたします。

以上が、5項目のすり合わせ方針案でございます。説明は以上でございます。

小嶋会長 ただいま説明がありましたように、すり合わせをしなければいけないもののがかなりたくさんございます。今事務局から説明をさせていただきましたけども、皆さんに御意見を伺うんでありますけども、ここで皆さんにお願いしときたいのは、一つ一つについてどうするのかではなくて、方針について了解をしていただきたいと思いますということでありまして、

例えば、一番最初の特別職の職員の身分であります。これは特別職は4 - 1のところがございますが、この5つにつきましても、基本的には合併と同時に失職をするものとし、新市発足後の暫定的な取り扱いについては法令のとおりとすると。これは当たり前のことかもしれませんが、こういうことについて一応了解をしていただきたいということでいいんですね。

まず最初の特別職の職員の身分につきましては、もう法律で決められておりますので、こういうことでよろしゅうございますね。御意見ございますか。いいですね。

それと、次の一部事務組合の取り扱いです。これは静清中央卸売市場組合、これ一部事務組合で両市にあるわけですが、これについては解散をし、その事務を新市に引き継ぐということになりますけども、これももうどっちかというとな当然のことだと思ふんで、これもよろしく御了解いただきたいと思ひます。

それと、法定協議会につきましても、その他任意の協議会もたくさんございますけども、ここらも、一たん合併の日をもって協議会等から両市は脱退をして合併の日に再加入。合併の日に新たに加入するということで、それぞれの団体にその後もそういう形で属していくということでございますので、これも問題ないと思ひますのでよろしくお願ひします。

財産区につきましては、これはもう違うものでありますので、現行のとおりそのまま存続をするということによろしいかと思ひます。

それと、両市に設置をされている公社のうち公法人については合併時に統合をし、その他の公社については合併時に再編するように調整を努めるものとする。これはそのとおりでありまして、土地開発公社はこれはもう合併時に統合をするということになります。そして、その他の公社につきましては、合併時に再編、まとめて一つの組織にしてくかどうか、それをできるように今後調整をするということになると思ひます。

第3セクターにつきましては当面現行のとおりと。それぞれ目的が違いますので、そのまま存続をさせるということで問題ないと思ひます。

それと公共的団体の扱い、これも実はたくさんあるわけです。これも共通の目的を持った団体につきましては、合併時に統合するよう今後調整に努めると。独自の目的を持った団体は現行のとおりそのまま存続をさせるということで行きたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

あと町名の問題につきましては、今説明のとおりであります。今後これは住民の意向を尊重しながら検討していくということ。慣行につきましても、これは両市一緒になった場合にそれぞれ引き継ぐのか、新しいものをつくっていくか。これもいろいろ議論のあるところだと思ひますけども、原則として新市になってから検討するということで行けばいいんではないかと思ひます。

いろいろ一気に申し上げてしまいましたけども、そんなところでございますが、これらにつきまして、今の事務局から説明があった方針につきまして、御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

望月眞佐志委員 すり合わせの中の4 - 6の公共的団体の取り扱いということで、ちょっと考えていただきたいことあるんですけど、この中に農業協同組合も入ってるわけです。この公共的団体の扱いの後ろのほうですか。4 - 8の産業経済部門の主なものの中の農林水産関係団体の中に農業協同組合が入ってるわけですけどね。この中で、非常に僕はね、組合員に誤解を招きかねないような内容ですので、ちょっと考えていただきたいんですけど。ここでいくと、共通の目的を持った団体は合併時に統合するよう調整に努めるものとするということで、清水市農協も静岡市農協もそれなりに目的としては同じ目的持ってると思ってるんですけど、ここで「合併時に統合するよう調整に努めるもの」という中に農協、農協だけじゃなくて僕はほかの法人もそうなんでしょうけど、法人格持ってるところが果たしてここでこういう言い方をされていいものなのかどうなのか。農協の役員として申し上げますと、こういうところでこういうふうな言葉が出てくるといことは、非常に農協の組合員に対して誤解を招きやすい言葉だということで、私としてはこの中の農業協同組合というのは削除していただきたいというふうに思います。以上です。

事務局 事務局のほうからお答えさせていただきますが、ここに掲げました各団体につきましてはまだ途中経過ということで、一応例示という形でまず御理解をいただきたいということと、ただいまは農業協同組合を削除というようなお話ございましたけれども、合併の持っております目的として、新市の一体性を速やかに確立をしていくということで、両市に共通するような各組合、各事業団体につきまして、それぞれの事情を尊重しながら、また過去の経緯を尊重しながら一体性を保てるように調整をお図りをしていきたいという基本的な考え方を示しておりますので、必ず再編するとか統合するとかって言い切っておるわけでございませぬので、それぞれこれからこういう方針をお認めいただきましたら、この方針に従いまして、各団体ごとにそれぞれ御協議をいただいて、方向性を見出していただければというふうに思っております。以上でございます。

小嶋会長 これはいろんな団体全部言えることだと思います。医師会もありますし、行政とのかかわり方も清水の医師会と静岡の医師会と違いますね。組織とか基本財産も違ってきてるもので。ただこれからずっと先、新市がいろんな行政やろうとするときに、やはりこういう団体を通していろいろやるときに不公平もあっちゃいけないし、その辺で、長い先は一緒になったほうが一本の方針で行政ができるんでしょうけども、すぐ組織を一緒にするということは僕は方向はそれでいいんだらうと思うんですが、事実上難しい部分は結構あるだらうなというふうに思います

ね。

望月眞佐志委員 よその団体、例えば森林組合とかいろいろほかにもありますけど、ちょっとよそのことはわかりませんが、いくら一つの市になったからといって、この中で清水市農協と静岡市農協の合併をいかにも推進してくというような言い方をここでされると、今のところ静岡市農協も清水市農協もそういうこと考えてませんので、非常に組合員に対して誤解を招くんですよ。これに対して清水市農協と静岡市農協合併するのかと。役員である我々自身は何らそんなこと考えてないのに、行政のほうから、清水市と静岡市が合併するから、別の言い方すると農協も合併しなさいよというような言い方になるわけですよ、ここに掲げてあることですよ。ですからね、私としては他の団体ももしかしたらこういう意見あるかもしれませんが、この公共的団体の取り扱いということをすべてすり合わせしてくというのは、いかななものかなというふうに私は思います。

事務局 事務局から答えさせていただきます。

これは合併協議会として両市の一体性を促進するために、最終的にはこれらの方針は合併協定書の中にこの文言が記載をされます。したがって、新市としてのこれから公共的団体に対する考え方をここで示しておるものでございまして、ただしその結果、方向等につきまして、その各団体の主体の権限を侵すものではございませんので、その結果につきましては各団体のお考えにお任せをせざるを得ないわけですが、合併をしてどういう町をつくっていくかというときに、やはり公共的団体についてはある種の方針を出したほうがいいのではないかとということで、このような、まだまだ大まかな方針ではございますが、2つに絞りまして、共通の目的を持った団体は合併時に統合をするような調整を図っていくと。そして独自の目的を持った団体は現行のとおりとするというような、この2つに絞らせていただいております。

なお、ちなみに、さいたま市さんでの合併協定書の記載例をちょっと読み上げますと、「共通の目的を持ち、3市合併により一体性が必要とされる公共的団体については、各団体の実情を尊重しながら統合または再編するよう調整に努めるものとする」と。このような表現で、さいたま市さんのほうも合併協定書のほうをおまとめになっていらっしゃいます。以上でございます。

小嶋会長 これはそれぞれ農協に限らず難しい問題だと思いますが、強制をできるわけじゃないわけで、ですから各団体の事情を尊重しながら統合整理に努めるということぐらいで、当事者同士がそれぞれ一市2つの組織っていうなら、僕はそれで別に構わないんじゃないかというふうに思うですけど。松浦先生どうぞ。

松浦徳久委員（静岡市社会福祉協議会会長） 今、望月委員さんのお話と同じように私もこれ見

て考えておったんですが、4 - 6のすり合わせ方針の1は、参考に今、さいたま市のことをちょっと言っていたかもしれませんが、そのくらいの表現にとどめておいていただかないと、医師会はまだ別にやってくということを現行で、一応現段階ではですね。これを見ると、やはりもう合併を統合、合併時にと書いてあるもんですからね。将来的とか、何かもうちょっと表現やわらかくしていただいて、気持ちは事務局で言っている意味合いは大変よくわかるんですけども、これだと受けとめ方がちょっときつくなってしまうので、ちょっと心配します。

小嶋会長 確かにちょっとこの表現はまずいね。ここまでは言わなくてもいいと思うな。

事務局 会長、一言よろしいでしょうか。説明がちょっと不足で申しわけなかったんですが、今お手元にございますこの公共的団体の取り扱いの中で、各種団体が記載してございますが、この記載はあくまでもこういう団体が今ありますよという例示でございまして、これが合併協定書の中に一切記載はもちろんされません。合併協定書のほうはすり合わせ方針だけ記載をいたしまして、この各団体につきましては一切これからほかのところでも公表はいたしませんで、この合併協議会だけで、今こういう団体がございましてということの例示をしておりますので、そこら辺は十分御理解をいただきたいというふうに思います。ですから、ここにあるものを全部統合をするというような意味合いではございませんので、各団体での趣旨でこれから動いていただきますが、これはあくまでもこういう団体があるということの御認識だけをしていただければというふうに思います。以上でございます。

小嶋会長 すり合わせ項目でこの公共的団体の取り扱いというのは、1項目入れなきゃいけないんですか、必ず。

事務局 はい。一応他の合併協定書にも入っております、これはどうしてもやはり欠かせない部分じゃないのかなというふうに事務局では考えております。

小嶋会長 織田さんどうぞ。

織田委員 静岡の織田です。私が意見を述べるものでもないと思うんですが、これ事務局に提案なんですけども、確かに行政が主導のものと、全くそうではない社団ですとか、いろんな法人格を持たれてるものが一緒に入ってるじゃないですか。さいたま市の例の条項というか文の中には、それぞれの団体の事情を優先し、とか認め、とかっていう文が入ってましたよね。そういう、それぞれの団体の事情とか何かを認めるものと、そうではなくて行政主導のものがございますよね。例えばそれぞれの自治体を中心となつてつくられてるような団体もあるじゃないですか。例えば観光協会ですとか。観光協会はまた違うんですか。明るい選挙推進協議会ですとか職員共済組合ですとか、まあいわゆる自治体を中心となつてやられてるものとそうでないものを、やっぱり区

分けしたほうがわかりやすいのかなってというような気がしますので、分けていただくほうがよろしいのかなというふうに思います。

小嶋会長 僕もぱっと見て、今例えば行財政部門のものなんていうのは、例えばすぐ一緒にしなきゃいけない部分もあったりね。これは一つ一つ議論するのも大変なんだけども、ちょっとこの公共的団体の取り扱い、この表現ちょっと変えましょう。どうするか。時間あるから休憩するか。

事務局 会長もしあれでしたら次回に。

小嶋会長 そうしますか。

事務局 次回もすり合わせ項目ほかの項目出させていただきますんで、そういう御指摘いただいて事務局のほうで少し検討してみますので。

小嶋会長 この文言でいいのもあるんですよ。そういう方針でいけるのもあるし、中にね。だからちょっともう少し表現を変えて、あくまでもそれぞれの組織の主体性とか事情でやらなきゃいけないものが結構この中にありますので、その辺はまた次回でいいですか。次回にちょっと文言を考えて、また皆さんに御提出したいと思いますので、できれば事前に皆さんに了解をとるような努力またしたいと思います。そのほかにございますか、御意見等。

松浦委員 医師会のほうでは、正式に両方が集まってしっかりそういうふうにしたわけじゃないんですけども、ほぼ現在の役員さんたちの、私はもう今役員やっておりませんが、役員さんたちの間では当分の間はこのままいこうということなんです。ですから、ここに合併時ということが入れられているのがちょっと抵抗があるのでお願いをしたい。だけど将来的には恐らく、少しやってるうちにやっぱり一緒になる方向へ行く可能性のほうが大きいと思います。ただ、医師会の場合が一番関係するのは救急医療の問題がね、別々にやってますと大変、新市でやろうとするときにいろいろあるので、行政とのいろいろなお話し合いがあると思いますが、そういう中でだんだんそういうふうになるべく早い時期にやってもらいたいという意向を示されることは大変結構だと思うんですけども、こういう一部文言をね、文言の表現を上手にやっていただきたい。そういうことなんです。

小嶋会長 わかりました。ずっと見ても中身それぞれの組織というか、あれによって随分事情が違いますんで、その辺最大公約数で表現できるようなことに変えたいと思いますので、よろしくお願いします。ほかにございますか。

それでは、一応きょうの議題すべて終了しました。これをもちまして第21回合併協議会を閉会といたします。ありがとうございました。

その他

閉会

事務局 事務局のほうからちょっと御案内をさせていただきます。

まず、本日御決定をいただきました名称選考委員会の設置のために、6月上旬に開催を予定しております部会におきまして、両市それぞれお1人ずつ委員の選任をお願いを申し上げたいというふうに思います。そして、本日御決定をいただいておりますとおり、第1回の会合を6月の14日、木曜日の午後6時から、静岡市のホテルシティオで名称選考委員会の第1回の会合を予定をいたしておりますので、よろしくをお願いを申し上げます。

それから、次に次回の協議会でございますが、7月の3日火曜日でございます。午後1時30分から静岡市のセンチュリー静岡で開催をいたしますので、よろしくをお願いをいたします。

それから最後に、各部会での日程でございますが、第1部会生活環境部会のほうは6月の6日、水曜日でございます。午後1時からセンチュリーホテル。それから第2部会保健福祉部会ですが、こちらは6月の7日、木曜日午後1時から、シティオでございます。それから第3部会の教育文化部会でございますが、6月1日、金曜日でございます。こちらは午後6時からセンチュリーホテルでございます。それから第4部会、都市基盤部会でございますが、6月の6日水曜日でございます。午後6時からセンチュリーホテルです。それから第5部会、産業経済・行財政部会でございますが、6月の7日、木曜日でございます。午後6時からホテルシティオで開催をいたします。大変お忙しい中恐縮でございますが、どうぞよろしくをお願いを申し上げます。以上でございます。

長時間にわたりまして、まことにありがとうございました。以上をもちまして、協議会を閉じさせていただきます。